

# カーライフローン (株ジャックス保証付)

(2022年4月1日現在)

商 品 名	カーライフローン (株ジャックス保証付)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込時年齢が満18歳以上満65歳以下の方で、完済時の年齢が満70歳未満の方。</li> <li>・安定継続した収入がある方。</li> <li>・富山県内に居住または勤務されている方。</li> <li>・資金の振込ができる方。</li> <li>・借換えの場合は直近6ヶ月以内に借換え対象マイカーローンで延滞のない方。</li> <li>・過去に不渡り延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方。</li> </ul>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車(自動二輪車を含む)購入資金。</li> <li>②マイカーローン残債資金。</li> <li>③車検・修理費用、運転免許取得資金、カー用品購入資金。</li> <li>④マイカーローン借換え資金(残債設定型ローンの残価部分の借換えも含む)。(但し、事業性資金、個人間売買によるものは除きます。)</li> </ul>
ご 融 資 限 度 額	10万円以上 500万円以内 (但し、借換えの場合は残存一括償還金額を上限とします。)
ご 利 用 期 間	6ヶ月以上8年以内(元金据置6ヶ月以内) (但し、借換えの場合は残存償還期間を上限とし残価部分の借換えは既に返済済み期間を含め8年以内とします。) 変動金利型 ※当金庫短期プライムレートに連動
ご 融 資 利 率	<p>【Aプラン】年3.20% (保証料含む)</p> <p>◎引下げ後金利 [※引下げ金利適用条件該当の方(条件は下記に記載)] 基準とする金利から▲年0.30%～▲年0.50% 年2.90% (保証料含む)～年2.70% (保証料含む)</p> <p>【Bプラン:借換えの場合】年3.40% (保証料含む)</p> <p>◎引下げ後金利 [※引下げ金利適用条件該当の方(条件は下記に記載)] 基準とする金利から▲年0.30%～▲年0.50% 年3.10% (保証料含む)～年2.90% (保証料含む)</p> <p>◎引下げ金利適用となる項目</p> <p>①次の項目のいずれか1つ適用で年0.30%引下げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止(低公害車)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃費目標基準クリアかつ低排出ガス認定車購入</li> <li>・子育て支援(18歳未満のお子様2人以上)の方</li> <li>・交通安全(ゴールド免許証または発行1年以内のSDカード保有の方)</li> </ul> <p>②当金庫で住宅ローンをご利用中の方。</p> <p>※▲0.5%を上限とします。</p>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元利均等の分割返済。</li> <li>・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。</li> </ul>
保 証 会 社 保 証 料・保 証 人	<p>保証会社 … (株)ジャックス</p> <p>保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。</p> <p>保証人 … 原則不要です。</p>
ご提出していただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ご本人確認資料 : 運転免許証、健康保険証のいずれか1通 ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。</li> <li>②年収をご確認できる資料 ・源泉徴収票、住民税決定通知書等の公的所得証明書、納税証明書(1・2)または確定申告書(受付印のあるもの)の写しいずれか1通</li> <li>③お使いみちのわかる書類 : 見積書・注文書または売買契約書の写し。</li> <li>④マイカーローン借換えの場合に必要な資料 : 返済実績が確認できる資料 (返済予定表または残高証明書等の写し)(直近6ヶ月の返済実績を証する資料の写し)</li> <li>⑤就職内定者の場合、内定先が発行する内定を証明する書類</li> </ul>

融 (2) - 3 - 1

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話：0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0766-23-5255)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3571-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</li> <li>・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。</li> </ul>